

確定拠出年金法等の改正

2016年5月30日

DC協会 (NPO法人確定拠出型年金教育・普及協会)

税制改正に盛り込まれた内容

○ 個人型確定拠出年金(個人型DC)への小規模事業主掛金納付制度の創設

→ 企業年金の実施が困難な小規模事業主(従業員100人以下)について、従業員の個人型DCに係る拠出限度額の範囲内で事業主による追加拠出を可能とする。

○ 個人型確定拠出年金(個人型DC)の加入可能範囲の拡大

→ 企業の経営状況や、個人の就労形態又は離転職に左右されずに自助努力を支援する観点から、企業年金加入者(※1)・公務員等共済加入者・第3号被保険者について個人型DCへの加入を可能とする。

なお、新規に加入可能となる個人型DCの拠出限度額については、以下の通りとする(※2)。

- ・企業型DC加入者(他の企業年金がない場合) 年額24万円
- ・企業型DC加入者(他の企業年金がある場合) 年額14.4万円
- ・確定給付型年金のみ加入者及び公務員等共済加入者 年額14.4万円
- ・第三号被保険者 年額27.6万円

※1 企業型DC加入者にあつては、マッチング拠出を行っておらず、個人型DCへの加入を可能とする旨を規約で定める企業の企業年金加入者に限る。

※2 個人型DCへの加入を可能とする旨を規約で定めた場合の企業型DC制度の拠出限度額は、他の企業年金がない場合は年額42万円、他の企業年金がある場合は年額18.6万円とする。

○ 企業年金等のポータビリティの拡充

→ 就労形態が多様化する中、加入者の選択肢を拡大し、老後所得確保に向けた自助努力の環境を向上させるため、確定拠出年金(DC)から確定給付企業年金(DB)へのポータビリティ(年金資産の持ち運びを可能とすること)、及びDC・DBと中小企業退職金共済とのポータビリティ(事業再編による合併等を行った場合に限る。)を拡充。

○ 確定拠出年金(DC)の拠出限度額の年単位化

→ 月単位で設定されているDCの拠出限度額を年単位とする。

確定拠出年金法等の一部を改正する法律案

- ▶ 平成27年4月3日 閣議決定・国会提出
- ▶ 9月3日 衆議院本会議で可決
- ▶ 平成28年4月14日 参議院厚生労働委員会で審議
- ▶ 平成28年4月15日 参議院本会議で可決
- ▶ 平成28年5月20日 衆議院厚生労働委員会で審議
- ▶ 平成28年5月24日 衆議院本会議で可決
- ▶ 改正の目的

企業年金制度等について、

- 働き方の多様化をはじめ社会経済構造の変化に対応する
- 老後に向けた個人の自助努力を行う環境を整備するため、
 - ・個人型確定拠出年金の加入者の範囲の見直し
 - ・小規模事業所の事業主による個人型確定拠出年金への掛金の納付制度の創設
 - ・個人型確定拠出年金の実施主体である国民年金基金連合会の業務を追加等の措置を講じる。

確定拠出年金法等の一部を改正する法律案の内容

1. 企業年金の普及・拡大

- ① 事務負担等により企業年金の実施が困難な中小企業(従業員100人以下)を対象に、設立手続き等を大幅に緩和した『簡易型DC制度』を創設。
- ★② 中小企業(従業員100人以下)に限り、個人型DCに加入する従業員の拠出に追加して事業主拠出を可能とする『個人型DCへの小規模事業主掛金納付制度』を創設。
- ★③ DCの拠出規制単位を月単位から年単位とする。

2. ライフコースの多様化への対応

- ★① 個人型DCについて、第3号被保険者や企業年金加入者(※)、公務員等共済加入者も加入可能とする。※企業型DC加入者については規約に定めた場合に限る。
- ★② DCからDB等へ年金資産の持ち運び(ポータビリティ)を拡充。

3. DCの運用の改善

- ① 運用商品を選択しやすいよう、継続投資教育の努力義務化や運用商品数の抑制等を行う。
- ② あらかじめ定められた指定運用方法に関する規定の整備を行うとともに、指定運用方法として分散投資効果が期待できる商品設定を促す措置を講じる。

4. その他

- ① 企業年金の手続簡素化
- ② 国民年金基金連合会の広報業務の追加等の措置を講じる。

★は平成27年度税制改正関係

I . 企業年金の普及・拡大

- 企業年金の普及・拡大を図るため、「簡易型DC」や「個人型DCへの小規模事業主掛金納付制度」の創設、DCの掛金単位の年単位化等の措置を講ずる。

1. 中小企業向けの取組

①簡易型DC制度の創設(施行期日:公布日より2年以内)

事務負担等により企業年金の実施が困難な中小企業(従業員100人以下)を対象に、設立手続き等を大幅に緩和した『簡易型DC制度』を創設。

『簡易型DC制度』:

- ・設立時書類を簡素化(※)

※「運営管理機関契約書」や「資産管理契約書」等の設立書類を半分以下に省略する。

- ・下記書類の作成や提出などの行政手続を金融機関に委託可とする。

規約案、労働組合等の同意書、省令で定める書類(厚年適用事業所確認書類等)

『簡易型DC制度』設立のイメージ

あらかじめ固定された制度に応じた運営コストを抑えた制度運営

- ・拠出金を低額(例えば5,000円までの間等)に固定
- ・商品提供数を固定
- ・新規設立のみ導入可(既存のDB等からの資産移換は認めず)
- ・第2号被保険者全員に固定、拠出額等の条件も同一(職種による加入是非判断は不可)
- ・事業規模が大きくなった等の場合は、通常DCに資産移換可能

②個人型DCへの小規模事業主掛金納付制度の創設

(施行期日:公布日より2年以内)

中小企業(従業員100人以下)に限り、個人型DCに加入する従業員の拠出に追加して事業主拠出を可能とする『個人型DCへの小規模事業主掛金納付制度』を創設

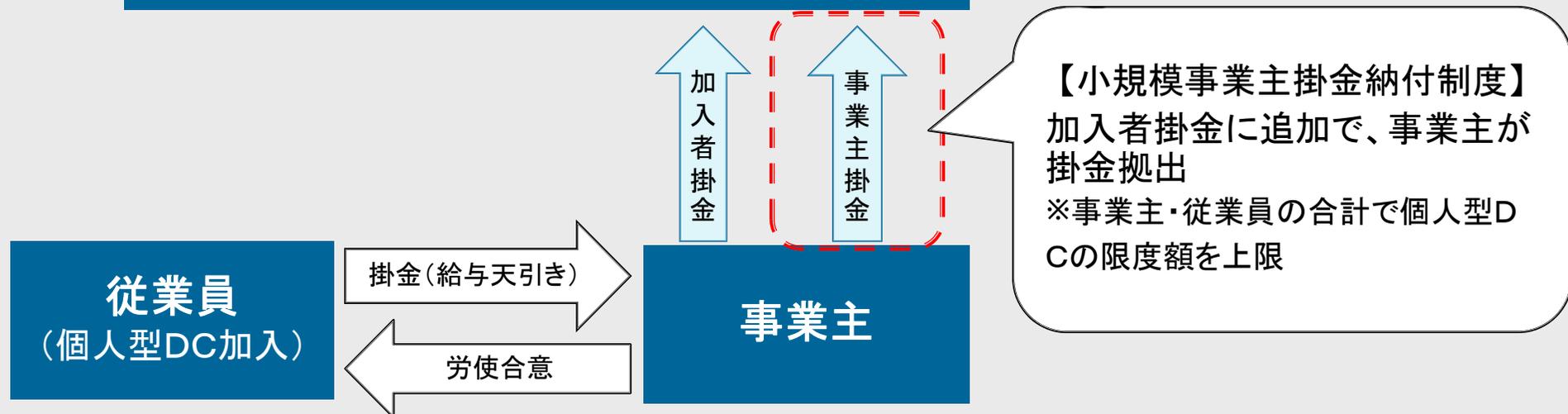
『個人型DCへの小規模事業主掛金納付制度』:

個人型DCに加入している従業員に対し、事業主が追加で掛金拠出を可能とする。

【拠出時】事業主:損金算入 従業員:非課税 【運用時】特別法人税課税

個人型DCへの『小規模事業主掛金納付度』のイメージ

国民年金基金連合会(個人型DC実施機関)



2. DCの掛金単位の年単位化(施行期日:平成30年1月)

企業型DCを実施する事業主または個人型DC加入者は、年1回以上、定期的に掛金を拠出するものとする。

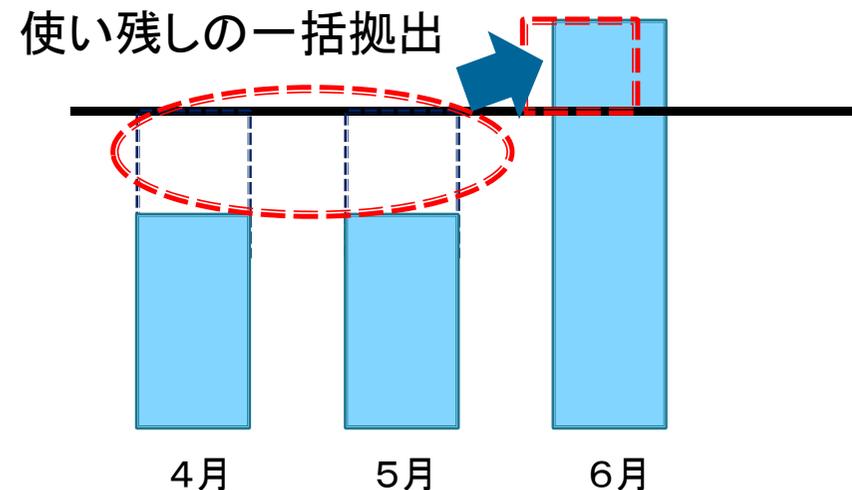
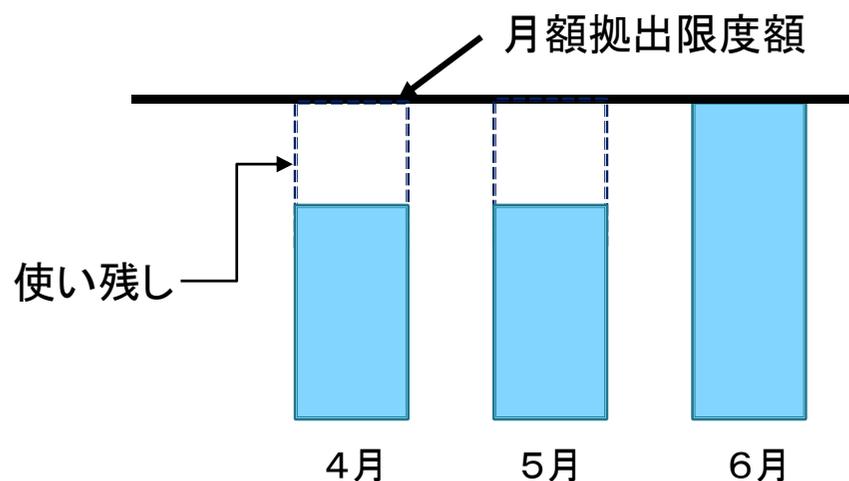
- ・企業型DCの掛金は、月単位で規制(月5.5万円)。
- ・前月に拠出限度額の使い残しがあった場合でも、翌月に繰り越して掛金を拠出できない。

※前月に4万円拠出した場合、その翌月に前月の余りの拠出限度額分(1.5万円)と、その月の拠出限度額分(5.5万円)を併せて7万円拠出するのは不可。



□柔軟な拠出を可能とするため、拠出の規制単位を年単位(月5.5万円→年66万円)とする。

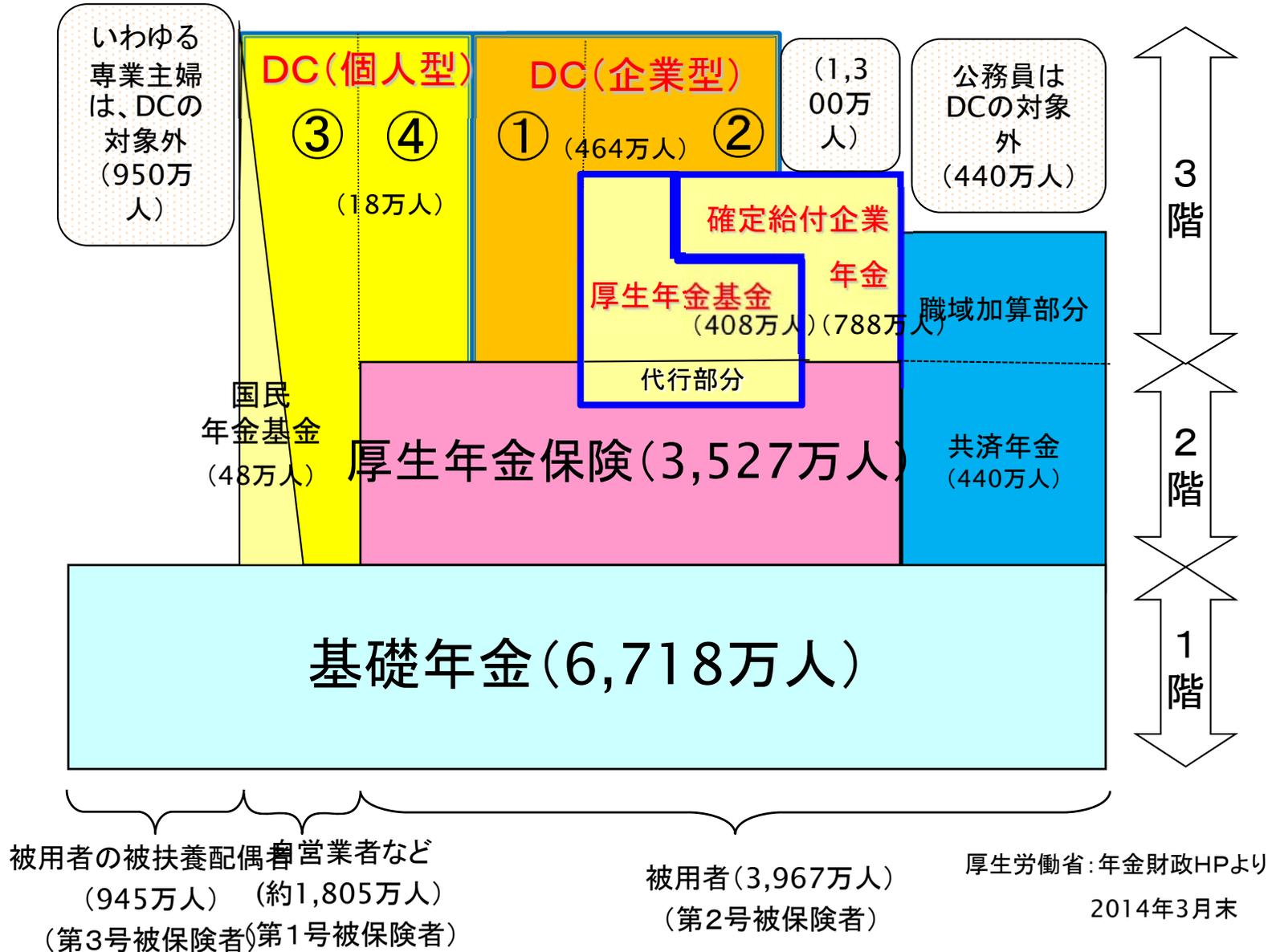
□年66万円の範囲内で、賞与時に使い残し分の一括拠出等が可能。



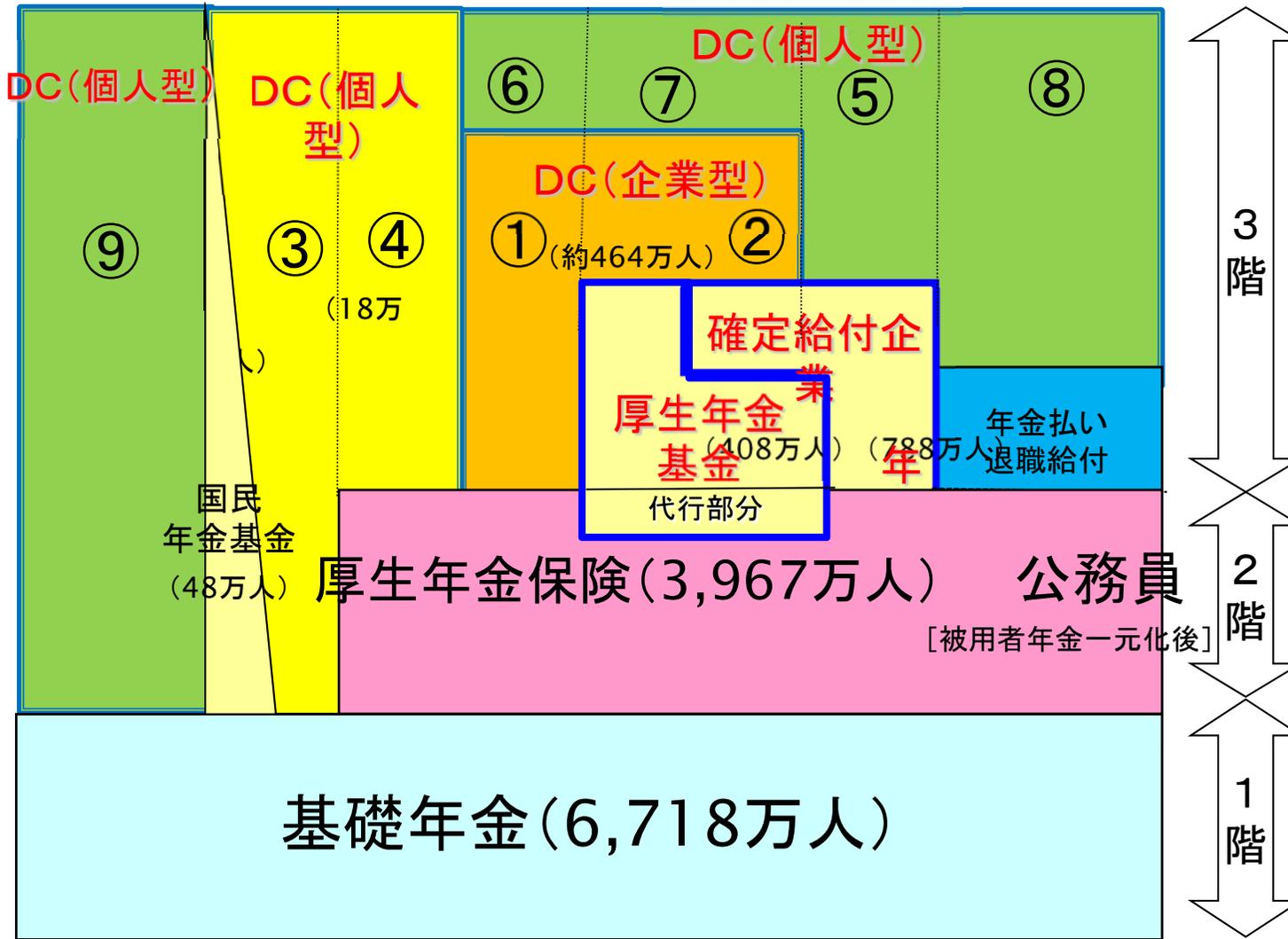
Ⅱ. ライフコースの多様化への対応

1. 個人型DCの加入可能範囲の拡大 (施行期日:平成29年1月)

現在の年金制度体系



改正後の年金制度体系



被用者の被扶養配偶者自営業者など
(945万人) (約1,805万人)
(第3号被保険者)(第1号被保険者)

被用者(3,967万人)
(第2号被保険者)

(※)本年10月以降、被用者年金一元化により、共済年金は厚生年金保険に統合される予定。共済年金の3階部分として、現行の「職域加算部分」は廃止され、新たに「年金払い退職給付」が創設される。

改正後の加入対象者と拠出限度額

□ 労働の多様化が進む中、生涯にわたって継続的に老後に向けた自助努力を可能とするため、個人型DCについて、第3号被保険者や企業年金加入者※、公務員等共済加入者を加入可能とする。

加入制度	加入対象者			拠出年度額	備考	
企業型	①	他の企業年金がない場合		年額: 66万円 (月額: 5.5万円)		
	②	他の企業年金がある場合		年額: 33万円 (月額: 2.75万円)		
個人型	③	第1号被保険者(個人事業主など)		年額: 81.6万円 (月額: 6.8万円)		
	④	第2号被保険者	企業型DCがない場合 他の企業年金がない場合	年額: 27.6万円 (月額: 2.3万円)		
	⑤	第2号被保険者	企業型DCがない場合 他の企業年金がある場合	年額: 14.4万円 (月額: 1.2万円)		
	⑥	第2号被保険者	企業型DCがある場合 他の企業年金がない場合	年額: 24万円 (月額: 2.0万円)	企業型DCのみを実施する場合は、企業型DCへの事業主掛金の上限を年額42万円(月額3.5万円)とすることを規約で定めた場合に限り、個人型DCへの加入を認める。	
	⑦	第2号被保険者	企業型DCがある場合 他の企業年金がある場合	年額: 14.4万円 (月額: 1.2万円)	企業型DCと確定給付型年金を実施する場合は、企業型DCへの事業主掛金の上限を年額18.6万円(月額1.55万円)とすることを規約で定めた場合に限り、個人型DCへの加入を認める。	
	⑧	第2号被保険者	公務員等		年額: 14.4万円 (月額: 1.2万円)	
	⑨	第3号被保険者(サラリーマンや公務員の妻等)			年額: 27.6万円 (月額: 2.3万円)	

※企業型DCを実施している場合、規約に定めることで個人型DCが実施可能となります(マッチング拠出を実施していない場合に限る)。

脱退一時金の支給要件の厳格化

加入可能範囲の拡大に伴い、個人型DCにおける脱退一時金の支給要件が厳格化されます。(DC法附則第3条)

	改正内容	現行
個人型年金加入者	<p>次のいずれにも該当する者</p> <ul style="list-style-type: none"> ● <u>保険料免除者</u>であること ● 障害給付金の受給権者でないこと ● 通算拠出期間1月以上3年以下 または個人別管理資産額が50万円以下であること ● 資格喪失日から起算して2年を経過していないこと ● 企業型DCの脱退一時金の支給を受けていないこと <p style="text-align: center;">加入対象拡大に伴う要件の厳格化</p>	<p>次のいずれにも該当する者</p> <ul style="list-style-type: none"> ● <u>60歳未満</u>であること ● 障害給付金の受給権者でないこと ● 通算拠出期間1月以上3年以下 または個人別管理資産額が50万円以下であること ● 資格喪失日から起算して2年を経過していないこと ● 企業型DCの脱退一時金の支給を受けていないこと ● <u>企業型DC加入者でないこと</u> ● <u>個人型DC加入者となる資格がないこと</u>
継続個人型年金運用指図者※	<p>(削除)</p> <p style="text-align: center;">廃止(規定の削除)</p>	<p>次のいずれにも該当する継続個人型年金型運用指図者</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 障害給付金の受給権者でないこと ● 通算拠出期間1月以上3年以下 または個人別管理資産額が25万円以下であること ● 継続個人型年金運用指図者となった日から起算して2年を経過していないこと ● 企業型DCの脱退一時金の支給を受けていないこと

※企業型DC加入者の資格喪失後、企業型DC運用指図者または個人型DC加入者の資格を取得することなく国民年金基金連合会に個人型DC運用指図者となることを申出(連合会への移換後に申出した場合を含む)してから継続して個人型DC運用指図者であり、当該申出をした日から起算して2年を経過した者。

2. 年金資産の持ち運び(ポータビリティ)の拡充

(施行期日: 公布日より2年以内)

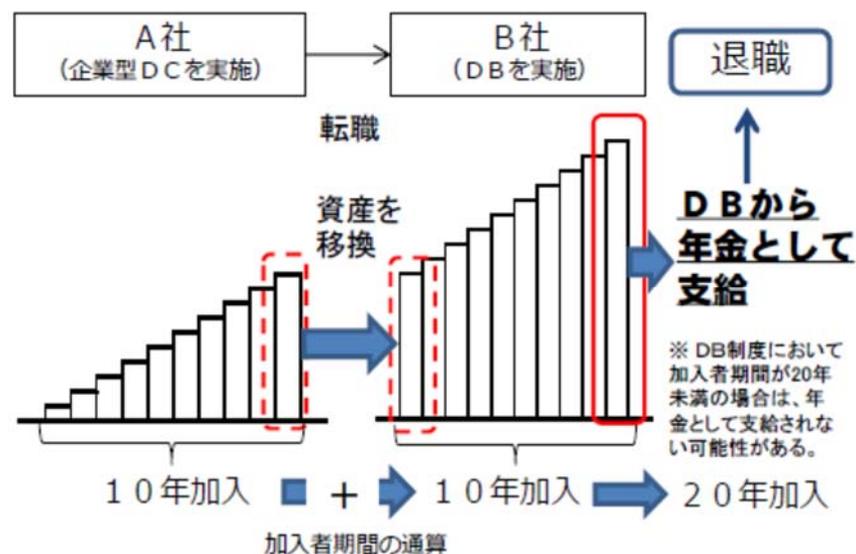
- 制度間のポータビリティとは転職時等に制度間(例: DB→DC)の資産移換を可能とするもの。

※ 例えば、企業DBで積み立てた資金は、転職時に転職先の企業年金(DC等)に資産を移換し、当該移換資金も合わせた形で転職先の企業年金を実施することができる。

- 制度間のポータビリティを拡充し、老後の所得確保に向けた継続的な自助努力を行う環境を整備。

	移換先の制度				
	DB	企業型DC	個人型DC	中小企業退職金共済	
移換前に加入していた制度	DB	○	○(※1)	○(※1)	x → ○(※3)
	企業型DC	x → ○	○	○	x → ○(※3)
	個人型DC	x → ○	○		x
	中小企業退職金共済	○(※2) → ○(※2+※3)	x → ○(※3)	x	○

ポータビリティの拡充による利点
企業型DCからDBへのポータビリティが確保された場合



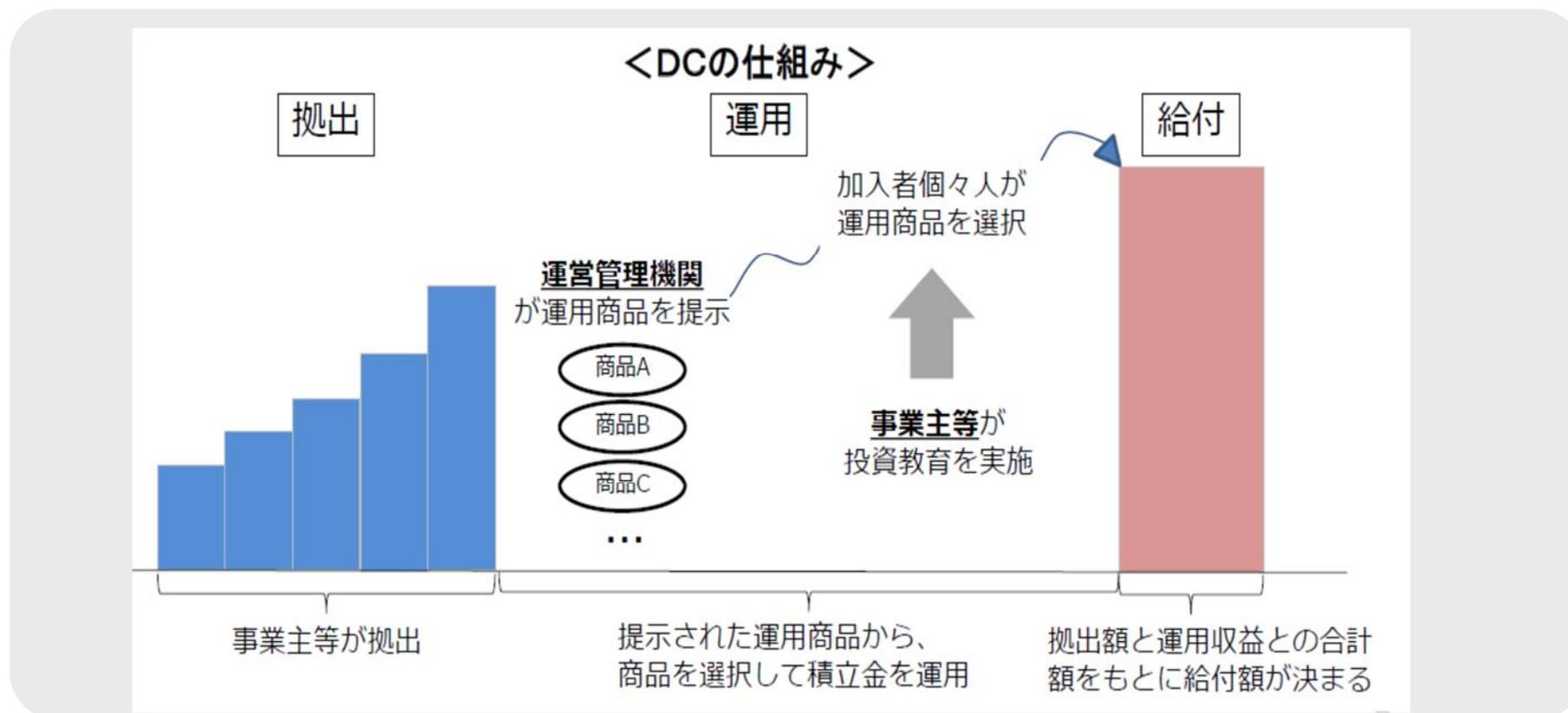
- ・加入者期間を通算することにより、将来年金として支給を受けることができる。
- ・企業年金に係る諸手続を、複数の制度に対して行う負担が軽減される。

Ⅲ. DCの運用の改善

- DCの運用については、DCの運用自体を困難に感じている者がいる等の状況
- 加入者の投資知識等の向上を図るとともに、運用商品提供数の抑制等の措置を講ずることにより、運用商品をより選択しやすい環境を整備。
- 現行の①少なくとも三つ以上の運用商品の提供義務、②一つ以上の元本確保商品の提供義務について、分散投資を促すため、リスク・リターン特性の異なる三つ以上の運用商品の提供義務に一本化。
- また、選択の失念等により運用商品を選択しない者が一定数いることを踏まえ、「あらかじめ定められた指定運用方法(いわゆるデフォルト商品による運用)」に係る規定を整備。

DCにおける運用の基本的枠組み【現状】

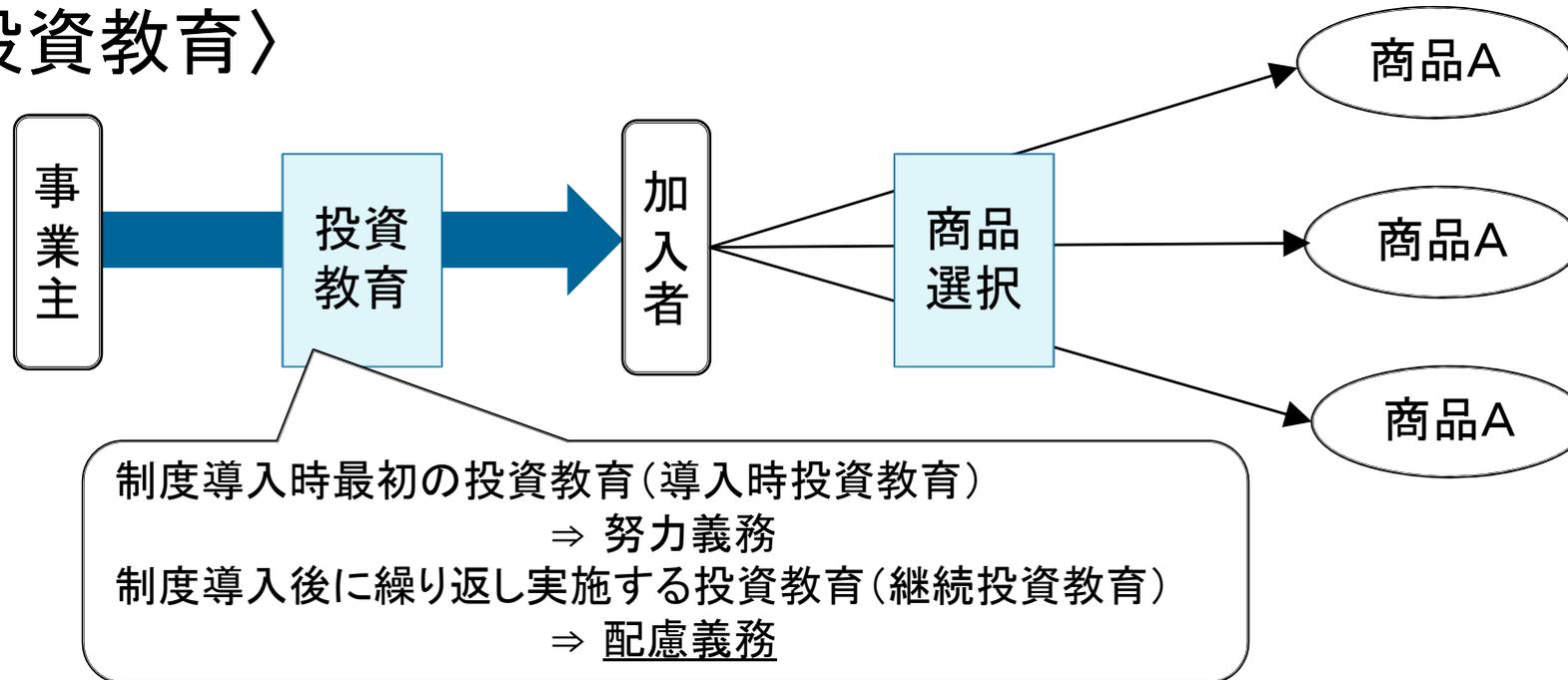
- DC制度は、事業主等が拠出した掛金を個々の加入者が株式や債券といった運用商品を選択した上で運用し、その運用結果に基づく年金を老後に受け取る制度。
- 老後までの間の運用が将来給付を左右するため、個々人の運用商品の選択が重要。
- DC法では、加入者の運用商品の選択に資するよう、事業主によるいわゆる「投資教育」の提供や最低でも3つ以上の商品の提示義務等を規定。



1-①加入者の投資知識等の向上

～継続投資教育の努力義務化～（施行期日：公布日より2年以内）

〈投資教育〉



投資教育実施率（2013年度）

導入時 概ね100%
継続 55.2%

⇒ 投資知識を継続的に得る機会に乏しい加入者が一定数存在



継続投資教育の努力義務化

現行、配慮義務となっている継続投資教育について努力義務とすることにより、投資教育の継続実施を促す。

1-②運用商品提供数の抑制 (施行期日: 公布日より2年以内)

運用商品提供数は増加傾向にあり、加入者が個々の商品内容を吟味しつつ、より良い商品選択を行うことができる程度に商品選択肢を抑える必要



商品提供数の抑制

商品提供数について一定の制限を設けることにより運用商品の厳選を促す。

※具体的な数は政令で定める。

※施行日前に納付した掛金の運用方法として提示された商品については、制限の対象外とする

現行では、運用商品を除外する際は商品選択者全員の同意が必要で、商品の入れ替えが事実上極めて困難



商品除外規定の整備

～商品除外要件の緩和～

商品除外要件を商品選択者の一定割合(3分の2)以上の同意とする。

※施行日前に納付した掛金の運用方法として提示された商品の除外については、従前通り全員同意の取得を要するものとする

※通知から一定期間経過後も不同意の意思表示がない場合は同意したとみなす

2-①運用商品提供義務（施行期日：公布日より2年以内）

〈多様な商品の提示を促進するための措置〉

- ・DC運用では分散投資を推奨
- ・DBとDC(企業型)の運用資産構成を比較すると、DCでは運用資産に偏りが存在
- ・加入者が分散投資を選択できる環境を確保する必要

運用資産構成における国内外の株式・債券比率	
DB 70.6%	DC(企業型) 27.6% ※元本確保商品は約60%

- ①少なくとも三つ以上の運用商品の提供
- ②一つ以上の元本確保型商品の提供



リスク・リターン特性の異なる三つ以上の運用商品の提供
※元本確保型商品については、提供義務から
労使の合意に基づく提供に変更。

2-②指定運用方法(デフォルト商品)

(施行期日: 公布日より2年以内)

〈指定運用方法の仕組み〉

指定運用方法の概要

- ①指定運用方法の設定は運営管理機関・事業主(以下「運管等」)の任意。
- ②運管等は、あらかじめ運用商品の中から一の商品を指定運用方法として指定し、加入者に加入時に指定運用方法の内容を周知。
- ③加入者が商品選択を行わない場合、運管等は加入者に商品選択を行うよう通知。
- ④通知してもなお商品選択を行わず一定期間経過した場合、自動的に指定運用方法を購入

※ 加入者は、自ら望む場合は指定運用方法の購入前・購入後にかかわらず、いつでも別の商品に変更可能。

※ 指定運用方法について、長期的な運用に資するため、複数商品を組み合わせる等によりリスクが分散された運用方法の指定を事業主に促すため、法令において一定の基準を設定。

※ 施行日前に納付した掛金については対象外。

デフォルト商品での運用開始までの流れ(イメージ)

初回
拠出

特定期間
(初回掛金納付日から3ヶ月以上で規約にさだめる期間)

猶予期間
(2週間以上)

デフォルト
運用開始